

第6号議案 労働保険事務組合事務処理規約一部改正の件

労働保険事務組合事務処理規約の一部を次の通り改正する。

1. 改正理由

労働保険事務を委託できる事業主に係る地域要件の廃止及び「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の施行等に伴う改正

2. 改正条項

条項	改正後	改正前
第2条第3項	<p>(労働保険関係等事務の受託)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 削除</u></p>	<p>(労働保険関係等事務の受託)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 本事務組合に前2項の事務処理を委託することができる事業主の事業場の地域は東京都および東京都に隣接する県に主たる事務所が所在する事業主とする。</u></p>
第8条第2項 第4項	<p>(被保険者の異動等に関する報告)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 委託組合員は、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の<u>取得、転入</u>及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する確認通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿に<u>その年月日を記載し、当該委託組合員の氏名を記入させるものとする。</u></p>	<p>(被保険者の異動等に関する報告)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 委託組合員は、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の<u>得喪、転出入</u>及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する確認通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿に<u>当該委託組合員の確認印を徴するものとする。</u></p>

条項	改正後	改正前
第8条第5項	5 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項及び第12条第1項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。	5 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項及び第14条第4項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。
第9条第4項	(離職証明書に関する報告) 第9条(略) 2～3(略) 4 本事務組合が、離職票を交付したときは、事務等処理簿に <u>その交付した年月日を記載するものとする。</u>	(離職証明書に関する報告) 第9条(略) 2～3(略) 4 本事務組合が、離職票を交付したときは、事務等処理簿に <u>所定の事項を記載し、その交付を受けた者から受領印を徴するものとする。</u>
第10条第6項	(労働保険料等の納付に関する事項) 第10条(略) 2～5(略) 6 前項の規定による専用口座は次の金融機関とする。 <u>三菱UFJ銀行府中支店</u> 普通預金 4389834 (公社)武蔵府中青色申告会 会長	(労働保険料等の納付に関する事項) 第10条(略) 2～5(略) 6 前項の規定による専用口座は次の金融機関とする。 <u>三菱東京UFJ銀行府中支店</u> 普通預金 4389834 (公社)武蔵府中青色申告会 会長
第11条第1項 第2項	(納入告知を受けた場合の事務) 第11条 本事務組合は、委託組合員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納入の告知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその <u>納入通知書</u> を送付するものとする。 2 <u>納入通知書</u> の送付を受けた委託組合員は、 <u>納入通知書</u> に指定された納期限の5日前までに、納入告知にかかる金額を <u>納入通知書</u> に添えて本事務組合に交付しなければならない。	(納入告知を受けた場合の事務) 第11条 本事務組合は、委託組合員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納入の告知を受けたときは、徴収及び納付簿に納入告知にかかる事項を記載するとともに、その納入告知書に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその <u>納入告知書</u> を送付するものとする。 2 <u>納入告知書</u> の送付を受けた委託組合員は、 <u>納入告知書</u> に指定された納期限の5日前までに、納入告知にかかる金額を <u>納入告知書</u> に添えて本事務組合に交付しなければならない。

3. 施行期日 令和3年6月9日